

指定可燃物等の貯蔵及び取扱の技術上の基準等

目 次

第 2 節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第 1	概要	1
第 2	第 3 4 条	9
第 3	第 3 5 条	1 3
第 4	第 3 5 条の 2	1 7

第 3 節 基準の特例

第 1	第 3 5 条の 3	3 8
-----	----------------------	-----

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1 概要

1 指定可燃物の特性

「指定可燃物」とは、条例別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に掲げる数量以上のものをいい、当該数量未満の物品は該当しないものであること。条例で規定している指定可燃物は、法第9条の4に定める「火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるものその他指定可燃物に類する物品」のことである。

条例別表第8と具体的な品名（例）

可燃性 固体類等	綿花類等	品 名	数 量	具体的な品名（例）
	○	綿花類	200 kg	製糸工程前の原毛、羽毛
	○	木毛及びかんなくず	400 kg	椰子の実繊維、製材中に出るかんなくず
	○	ぼろ及び紙くず	1,000 kg	使用していない衣服、古新聞、古雑誌
	○	糸類	1,000 kg	綿糸、麻糸、化学繊維糸、毛糸
	○	わら類	1,000 kg	乾燥わら、乾燥い草
	○	再生資源燃料	1,000 kg	廃棄物固形化燃料（RDF等）
○		可燃性固体類	3,000 kg	石油アスファルト、クレゾール
	○	石炭・木炭類	10,000 kg	練炭、豆炭、コークス
○		可燃性液体類	2 m ³	潤滑油、自動車用グリス
	○	木材加工品及び木くず	10 m ³	家具類、建築廃材
	○	合成樹脂類	発泡させたもの	20 m ³ 発泡ウレタン、発泡スチロール、断熱材
	○		その他のもの	3,000 kg ゴムタイヤ、天然ゴム、合成ゴム

備考

- 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- ぼろ及び紙くずとは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油が染み込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- （略）
- 石炭、木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- （略）
- 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

2 品名の区分

(1) 綿花類

天然繊維、合成繊維の別は問わず、羽毛もこれに該当する。不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当するが、鉄締めされた羊毛（圧縮した原毛の入った袋を鉄線で締め付けたものをいう。）は綿花類に該当しない。

ア 備考1の「**トップ状の繊維**」とは、原綿、原毛を製綿機、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。

イ 備考1、2及び3の「**難燃性**」とは、「45度傾斜バスケット法燃焼試験基準」に適合するものをいい、難燃性を有するものとして取り扱うこととする。

45度傾斜バスケット法燃焼試験基準

- 1 燃焼試験装置 燃焼試験装置は、別図（略。以下同じ。）第1の燃焼試験箱、別図第2の試験体支持わく及び別図第3のバスケット、又は別図第2の試験体支持わく、試験体支持わくを45度の傾斜に保つことのできる装置及び別図3のバスケットであること。

燃焼試験箱を用いないで行う試験は、湿度 $65 \pm 5\%$ 、温度 $20 \pm 5^\circ\text{C}$ の静穏な室内で行うこと。

2 試験体

- (1) 試験体は、同一試料の中から無作為に採取した重さ 10 g のもの 3 体とする。
- (2) 試験体は、燃焼試験を行う前に $50 \pm 2^\circ\text{C}$ の恒温槽内に 24 時間放置した後、シリカゲル入りデシケーター中に 2 時間放置したものとする。ただし、熱による影響を受けるおそれのない試験体にあつては、 $105 \pm 2^\circ\text{C}$ の恒温槽内に 1 時間放置した後シリカゲル入りデシケーター中に 2 時間放置したものとするができる。

3 試験方法

- (1) 試験体を、バスケットに均一になるように詰めてふたを固定し、燃焼試験箱内又は45度の傾斜に保つことのできる装置に装着した試験体支持わくの金網の上に容易に移動しない方法で支持すること。
- (2) 試験体の別図第4に示す位置（試験体の下辺中央部より 4.5 cm 上方）に固形燃料（重さ 0.15 g、直径 6.4 mm、厚さ 4.3 mm のヘキサメチレンテトラミン）を容易に移動しない方法で置くこと。
- (3) 点火は、マッチにより行い、点火後は火源の周囲を静穏な状態に保ち、燃焼が終了するまで放置すること。

- 4 試験結果の判定基準 炭化長は、別図第5により透視的に測定した試験体の炭化部分について、縦方向の最大の長さとし、3の試験体について、そのうちの最大の長さが 120 mm 以下で、かつ、その平均値が 100 mm 以下であること。

(2) 「木毛及びかんなくず」

ア 「木毛」とは、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材や、木綿（もくめん）、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）等が該当する。

イ 「かんなくず」とは、手動又は電動のかんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。また、製材所等の製材過程において出る廃材、おがくず及び木端はかんなくずには該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当する。

(3) 「ぼろ及び紙くず」

繊維製品並びに紙及び紙製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ、廃棄されたもの並びに動植物油が染み込んでいる布、紙（油紙）等をいう。これらには、例えば、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣類、ウェス等が該当する。

(4) 「糸類」

紡績工程後の糸及び繭であり、天然、合成の別は問わない。これらには、例えば、綿糸、毛紡糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸、合成樹脂の釣り糸等が該当する。

(5) 「わら類」

「わら類」のうち、わら製品としては、例えば、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。

なお、乾燥わら、干し草には、自然発火性がある。また、たばこは、わら類には該当しない。

ア 備考4の「乾燥藁」とは、藁草（いぐさ）を乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等が含まれる。

(6) 「再生資源燃料」

種々のものが考えられるが、製造されたものの一部が燃料用途以外に使用されるものであっても、これらを含め再生資源燃料に該当するものである。

再生資源燃料に該当する代表的なものとしては、次のようなものがある。

ア R D F (Refuse Derived Fuel)

家庭から出される塵芥ごみ等の一般廃棄物（生ごみ等）を原料として成形、固化され、製造されたもので、燃料用途に使用される。

イ R P F (Refuse Paper & Plastic Fuel)

廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として成形、固化され、製造されたもので、燃料等の用途に使用される。

ウ 汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合あり）として製造され、燃料等の用途に使用される。

エ 木質ペレット

おが粉、樹皮等を原料としてペレット状に圧縮、成形され、製造されたもので、燃料等の用途に使用される。

なお、原材料に再生資源を一切使用しないもの（間伐材のみを原料とするもの等）は、定義上再生資源燃料に該当しないことから「木材加工品及び木くず」として取り扱う。

(7) 「可燃性固体類」

条例別表第8備考6に規定する一定の要件（引火点、燃焼熱量、融点等）に該当するものをいい、例えば、オークレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノールなどが含まれる。

(8) 「石炭、木炭類」

石炭には無煙炭、瀝青炭、褐炭、重炭、亜炭、泥炭で天然に産するもの、木炭には木を焼いて人為的に作ったものが該当する。これらは、自然発火の危険性があり、燃焼発熱量が大きい等の性質を有しているものである。

また、石炭を乾留して生産するコークスや粉状の石炭及び木炭を混合して成形した豆炭、練炭等もこの品名に該当するが、天然ガス等の炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンプラック）は該当しないものである。

(9) 「可燃性液体類」

条例別表第8備考8に定めるとおり、法別表第1備考第14号から第17号までの規定により危険物の第4類引火性液体から除外されるものをいう。つまり、危険物省令第1条の3に規定する第2石油類の除外物品（可燃性液体量が40%以下で、引火点が40℃以上、燃焼点が60℃以上のもの）、第3石油類の除外物品（可燃性液体量が40%以下のもの）、第4石油類の除外物品（可燃性液体量が40%以下のもの）及び動植物油類の除外物品（危険物省令第1条の3第7項に定めるタンク又は容器に貯蔵保管されているもの）が該当するほか、引火性液体（法別表第1備考第10号に規定されている。）の性状を示す物品のうち1気圧において引火点が250℃以上の物品が該当する。

(10) 「木材加工品及び木くず」

ア 「木材加工品」とは、製材した木材、板、柱及びそれらを組み立てた家具類等の木工製品をいう。

なお、原木（立ち木を切り出した丸太）や水中に貯蔵している木材は該当しない。

イ 「木くず」とは、製材所等の製材過程において出る廃材、おがくず及び木端をいう。このうち、軽く圧して水分があふれる程度に水に浸漬されたものは該当しない。

(11) 「合成樹脂類」

石油等から化学的に合成される高分子物質で樹脂状のものの総称である。これらのうち、条例別表第8備考9において除外されている物品については、既に指定可燃物として指定されていることから合成樹脂類から除外されるものである。

また、合成樹脂類に含まれるゴム類には、天然ゴム、合成ゴムを問わず、廃物ゴムを再利用のために加工した再生ゴムもこれに該当する。

ア 合成樹脂類のうち「発泡させたもの」とは、内部に気泡を持つもので発泡率がおおむね6以上のものをいう。

イ 合成樹脂類の「不燃性又は難燃性」については、JIS K 7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」に基づく酸素指数26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱うこととする。

なお、一般的に使用されている合成樹脂類について、酸素指数が 2.6 未満のものを表 1 に、酸素指数が 2.6 以上のものを表 2 に掲げる。

この場合、表 1 に掲げるものであっても、難燃化を行い、酸素指数が 2.6 以上となる場合があるので注意する必要がある。

表 1 酸素指数 2.6 未満のもの

アクリルニトリル・スチレン共重合樹脂 (AS)
アクリルニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 (ABS)
エポキシ樹脂 (EP) ・ ・ ・ ・ ・ 接着剤以外のもの
不飽和ポリエステル樹脂 (UP)
ポリアセタール (POM)
ポリウレタン (PUR)
ポリエチレン (PE)
ポリスチレン (PS)
ポリビニルアルコール (PVAL) ・ ・ ・ 粉状 (原料等)
ポリプロピレン (PP)
ポリメタクリル酸メチル (PMMA、メタクリル樹脂)

注 () 書きは略号又は別名を示す。

表 2 酸素指数 2.6 以上のもの又は液状のもの

フェノール樹脂 (PE)
フッ素樹脂 (PFE)
ポリアミド (PA)
ポリ塩化ビニリデン (PVDC、塩化ビニリデン樹脂)
ポリ塩化ビニル (PVC、塩化ビニル樹脂)
ユリア樹脂 (UF)
ケイ素樹脂 (SI)
ポリカーボネート (PC)
メラミン樹脂 (MF)
アルキド樹脂 (ALK) ・ ・ ・ ・ ・ 液状

注 () 書きは略号又は別名を示す。

3 指定可燃物の貯蔵及び取扱い

指定可燃物の貯蔵及び取扱いは、次による。

(1) 貯蔵及び取扱いに該当する場合

条例別表第 8 に定める数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合、又は工場において製造、加工する場合、並びに工事用資機材として貯蔵し、又は取り扱う場合等

ア 「貯蔵」とは、倉庫内に保管することや屋外に集積する等の行為をいう。

イ 「取扱い」とは、指定可燃物に係る製造・加工等をいう。

(2) 貯蔵及び取扱いに該当しない場合

ア 一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子、学校の机、ホテルのベッド類等

イ 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの

ウ 施工された時点の建築物の断熱材、地盤の改良材、道路の舗装材等

エ ビールケース、パレット等を搬送用の道具等として使用する場合（図1～図3）

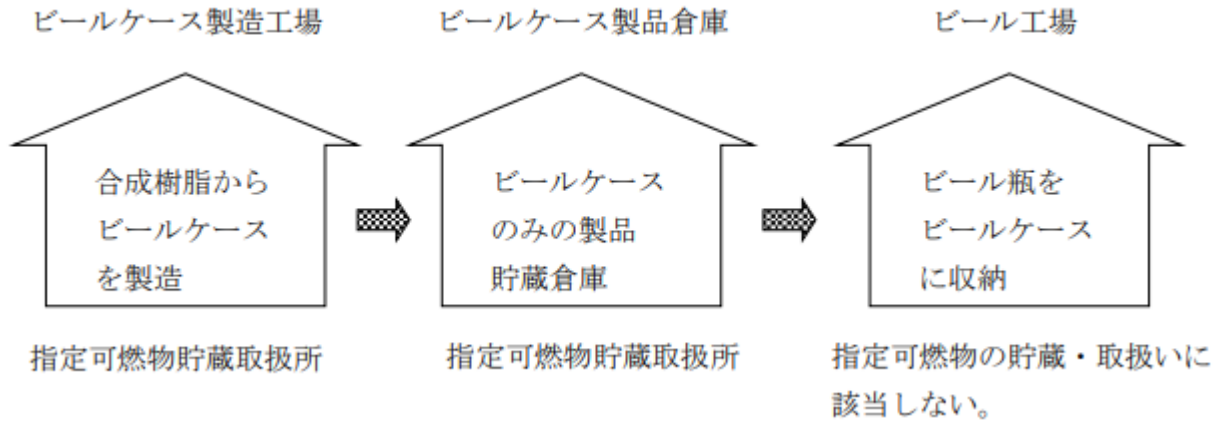


図1

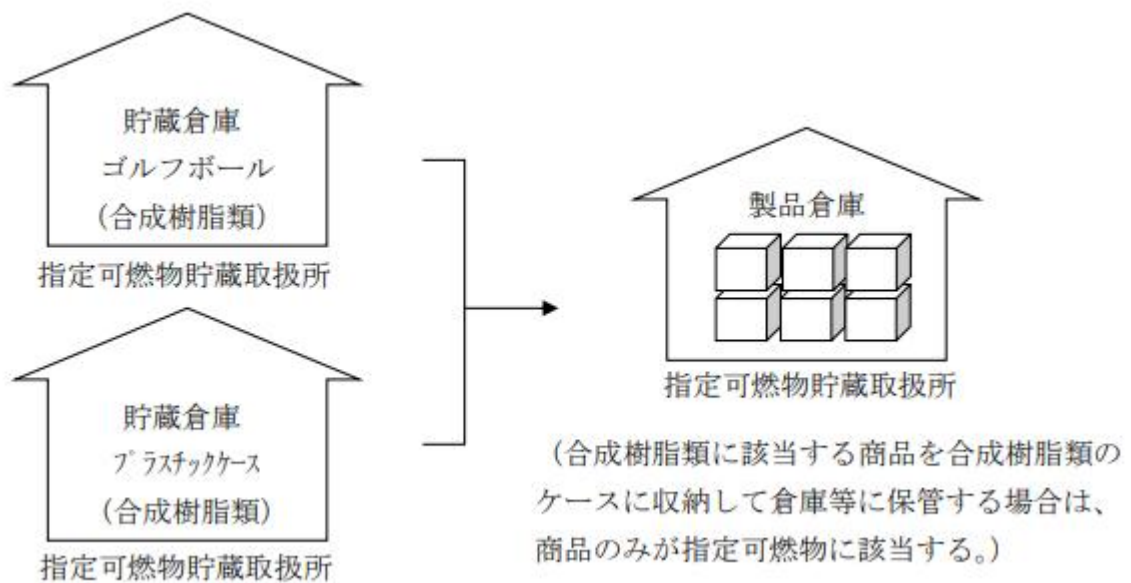
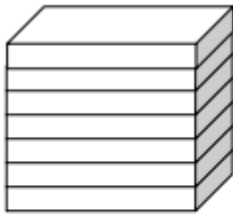
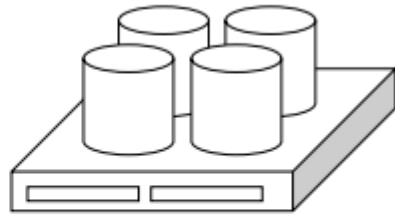


図2



パレット等の集積は、
指定可燃物に該当する。



道具として使用されているパレット等は、
指定可燃物に該当しない。

図 3

4 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所の同一場所の扱い

(1) 可燃性固体類等の同一場所の扱い

少量危険物の貯蔵、取扱場所の範囲に準じる。

(2) 綿花類等の同一場所の扱い

ア 屋外の場合

原則として敷地単位とする。ただし、火災予防上十分な距離が確保された場合はこの限りでない。

イ 屋内の場合

原則として建築物ごととする。ただし、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所が、【第 1 節第 1 概要 1 (2) ア(ア)「不燃区画例」】による場合は、それぞれの場所ごととすることができる。

5 指定可燃物の数量の算定

- (1) 指定可燃物の容積又は重量の算定は、実際の指定可燃物の容積又は重量を算定し、箱型等に成形されている場合等の空間部分は算入しない。
- (2) 指定可燃物の取扱量は、瞬間最大停滞量で算定する。
- (3) 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定については、条例別表第 8 に定める数量以上の品名のみを合算した数量とする。

【例 1】 糸類 500,000 kg (500 倍)、綿花類 60,000 kg (300 倍)、ぼろ及び紙くず 800 kg を貯蔵し、又は取り扱っている場合、条例別表第 8 に定める数量以下のぼろ及び紙くずを除き、条例別表第 8 に定める数量以上の糸類と綿花類のみを合算して、合計 800 倍の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うものとする。

品 名	貯蔵取扱量	別表第 8 の数量	備 考
糸 類	500,000 kg	1,000 kg	別表に定められている量の 500 倍
綿花類	60,000 kg	200 kg	別表に定められている量の 300 倍
ぼろ及び 紙くず	800 kg	1,000 kg	別表に定められている量未満なので 非該当
			別表に定める量以上の物品を倍数ご とに合算し、800 倍となる

【例 2】糸類 800 kg、綿花類 150 kg、ぼろ及び紙くず 800 kg のように 2 以上の異なる指定可燃物の品名の量がそれぞれ条例別表第 8 に定める数量未満の場合は、合算せず綿花類等の貯蔵又は取扱いに該当しない。

品 名	貯蔵取扱量	別表第 8 の数量	備 考
糸類	800 kg	1,000 kg	別表に定められている量未満なので 非該当
綿花類	150 kg	200 kg	別表に定められている量未満なので 非該当
ぼろ及び 紙くず	800 kg	1,000 kg	別表に定められている量未満なので 非該当
			別表に定める量未満の場合は、合算 しないので貯蔵取扱いの対象外

【例 3】条例別表第 8 の同一品名欄に含まれる異なる物品を貯蔵し、又は取り扱う場合には、それぞれの品名を同一の品名として合算して計算する。ただし、合成樹脂類の発泡させたものとその他のものについては除く。

綿糸 + 毛紡毛糸 + 麻糸 + 化学繊維糸 → 糸 類
 500 kg 500 kg 500 kg 500 kg 2,000 kg

- (4) 少量危険物及び指定可燃物を同一場所で貯蔵し、又は取り扱う場合の規制については、原則少量危険物と指定可燃物は別施設として取扱うこと。ただし、同一工程での使用等、やむをえず同一施設で貯蔵又は取扱いを行う場合は、少量危険物、指定可燃物のいずれの基準も満足すること。

第2 【第34条】（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第34条 別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類(別表第8備考第6号エに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

(2) 可燃性液体類等(別表第8備考第6号エに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3) 燃性液体類は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(4) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うに当たって、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)にあつては容器の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第8に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては、1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は 金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の場合	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

(2) 別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル（別表第8で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあっては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第31条から第32条の8まで(第32条の2第1項第16号及び第17号、第32条の3第2項第1号並びに第32条の7を除く。)の規定を準用する。

【解釈及び運用】

条例別表第8で定める指定可燃物のうち可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準について、おおむね少量危険物の場合に準じて規定したものであるため、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準（一部の規定を除く。）の準用があることに留意する必要がある。

第1項第1号

可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合についての基準を危険物に準じて規定したものである。すなわち、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる危険物において適応する容器又はこれと同等以上であると認められる容器に収納し、又は詰め替えるとともに、漏れないように容器を密封するよう定めている。

(1) 可燃性固体類（引火点が200℃以上のものを除く。）

危険物省令別表第3に掲げる第2類の危険等級Ⅲに適合する容器を用いること。

(2) 可燃性液体類及び少量危険物に該当する動植物油類

危険物省令別表第3の2に掲げる第4類の危険等級Ⅲに適合する容器を用いること。

第1項第2号

「高さ」の測定は、最下段の容器の底面（床面又は地盤面）から最上段の容器の頂部までの距離とする。

第1項第3号

可燃性液体類及び可燃性固体類は、表面から発生する蒸気が空気と混合して、一定の混合比（燃焼範囲）の可燃性混合ガスを形成した場合に、炎や火花等の火源により引火し、火災、爆発に至

る。可燃性混合ガスは、物質の温度が当該物質の引火点以上になった場合に形成されるので以下について注意を要する。

- 炎、火花、高温体との接近及び過熱を避ける。
- みだりに蒸気を発生させない。蒸気を発生するような取扱いをする場合は、蒸気を排出し、又は十分な通風を行う

第1項第4号

前号は可燃性液体類等有する危険性に応じた貯蔵及び取扱いに関する原則的な基準を規定したものであるが、第4号は、危険物の貯蔵及び取扱いがこうした原則によることが通常でない場合にあっては、この基準によらないことができることを規定している。

しかしながら、この場合は原則に適合しない状況において、可燃性液体類等の貯蔵又は取扱いを行うのであるから、火災等の災害の発生を防止するための措置を十分に講じなければならない。すなわち、原則規定から外れた貯蔵、取扱いをする場合は、それにより発生する可燃性蒸気、化学反応、発熱等の危険因子に対する換気、冷却等の災害を防止するための十分な措置を講じたうえで行う必要がある。

第2項第1号

可燃性液体類等を屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準を規定するものである。

なお、本号は、条例第32条の3第2項第1号の基準と比較して、数量が多いため、同号ただし書のような緩和を認めていない。

- (1) 貯蔵し、又は取り扱う場所が、建築物の屋上であるときは、屋外として取り扱うものとし、本号の規定を適用する。
- (2) 「貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲」とは、屋外における貯蔵及び取扱場所の境界には、溝、排水溝、囲い、柵等を設け、明示することとし、当該明示の周囲をいうものである。
- (3) 「空地を保有する」とは、当該空地が平坦で、段差や勾配がないものであり、原則として、所有者等が所有権、地上権、借地権等を有しているものであること。
- (4) 動植物油類の場合の「防火上有効な塀」とは、次による。
 - ア 材質は、不燃性の材料で造ったものであること。
 - イ 高さ2m以上とし、隣接する建築物等の状況に応じ、防火上必要と認められる高さとする。
 - ウ 塀を設ける幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上であること。
 - エ 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものであること。
- (5) 「タンク又は金属製容器」とは、条例第32条の4に規定するタンク又は条例第34条第1項第1号アに規定する容器のうち金属製容器をいうものである。

第2項第2号

別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準であり、一定の構造及び設備を有する室内で行うよう規定している。

- (1) 可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う建築物（室）の壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり又は屋根）は、不燃材料で造られていることとしており、内装のみを不燃材料で覆うことで足りるとはしていない。

- (2) 第2号ただし書の規定は、(1)の室内で貯蔵し、又は取り扱うことができない場合についての救済規定である。周囲の空地を保有し、又は防火上有効な隔壁（小屋裏まで達する防火構造の壁）によって隣接する部分との間に延焼防止の措置が講じられている建築物その他の工作物内にあっては、壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり又は屋根）を不燃材料で覆うことにより、可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱っても差し支えないこととしている。

第2項第3項

第1項及び第2項の基準のほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準については、少量危険物の場合と同様の規制を行おうとするものである。

第3 【第35条】（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第35条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (3) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合においては、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷崩れ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。
- (4) 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。
- (5) 再生資源燃料（別表第8備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。

イ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること。

ウ 3日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講じることができるよう5メートル以下の適切な集積高さとする。

エ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
- (2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第8備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区 分	距 離
(1) 面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2) 面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合においては、1集積単位の面積が500平方メートル以下になるように区分すると

ともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区 分	距 離
(1) 面積が100平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2) 面積が100平方メートルを超え300平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上
(3) 面積が300平方メートルを超え500平方メートル以下の集積単位相互間	3メートル以上

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル（別表第8で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

エ 別表第8に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

(4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

イ 別表第8で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

【解釈及び運用】

条例別表第8で定める指定可燃物のうち綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準を規定したものである。

第1項第1号

「みだりに火気を使用しない」とは、必要でない火気は使用しないということである。火気を使用するときは、安全な場所を指定して、綿花類等の性質及び作業工程等を考慮して、適切に管理された状態で火気を使用しなければならない。

第1項第2号

日常の業務に従事する係員以外の者をみだりに出入りさせることによって発生する、古紙集積場等における火災等を考慮した規定である。

「みだりに出入り」には、係員以外の者の出入りであっても、当該場所の管理者等に正式に連絡がなされ管理者等の管理権が十分に行使できる場合は、これに該当しない。

第1項第4号

製造、加工等によって生じた綿花類等のくず、かす等を放置しておくことは火災予防上危険であることから、その日に生じたくず、かす等はその日のうちに火災予防上安全な場所において処理しなければならないことを規定したものである。

第1項第5号

- (1) アの「適切な水分管理」とは、10%以下のできる限り低い管理値が設定されていなければならない。
- (2) イ 適切な温度の廃棄物固形化燃料等に関り受け入れられなければならない。
- (3) エ 温度監視装置等の設置指導にあつては、発熱の有無を適正に監視できるよう精度、位置等に留意すること。

第2項第1号

- (1) 「綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識」の例（図1参照）



図1

- (2) 「防火に関し必要な事項を掲示した掲示板」は、「火気注意」と表示すること。なお、掲示板の例は図2、図3を参照すること。

- ア 品名及び最大数量を掲示した掲示板の例（図2）

地…白色、文字…黒色

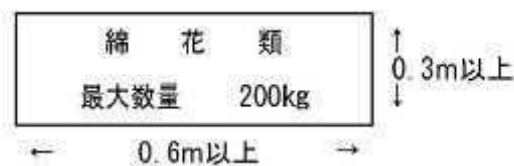


図2

- イ 防火に関し必要な事項を掲示した掲示板の例（危険物の規制に関する規則第18条第1項第4号ロ及び第5号）（図3）

地…赤色、文字…白色

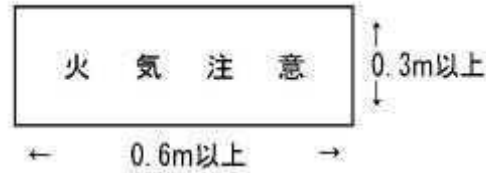


図3

第2項第3号

- (1) アの「散水設備を設置する等必要な措置」とは、散水設備の設置のほか不燃材料による区画、ドレンチャー設備、又はスプリンクラー設備の設置等防火上有効な措置をいう。
- (2) ウは屋内において貯蔵する場所と取り扱う場所の間、又は異なる取扱いを行う場所相互間に区画を設けることについての規定である。「異なる取扱い」とは、例えば、合成樹脂類の加工等の工程について、一の連続した工程となるものを一の取扱場所（同様の工程が複数のラインである場合は、実態に応じて判断する。）とし、連続していない工程については、相互に異なる取扱いとして規制する。

「不燃性の材料を用いて区画する」とは、不燃材料又はこれに類する防火性を有する材料を用いて小屋裏に達するまで完全に区画することをいう。

「水幕設備を設置する等必要な措置」とは、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備等を設ける措置のほか、防火シャッター等が延焼防止上有効に設けられている措置を必要な措置とすることができる。

第4 【第35条の2】

第35条の2 別表第8で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

【運用及び解釈】

自主的な保安対策による事故防止の推進を図るため、条例別表第8に定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、火災の発生及び拡大の危険要因を自ら把握するとともに、火災予防上有効な措置を講じなければならない。なお、危険要因の把握にあたっては、一般に類似施設の事故・トラブル事例等を参考に対象施設の火災発生・拡大要因を整理することとなるが、その手法を特に問うものではなく、施設形態、貯蔵・取扱形態が類型化され得るような施設にあつては、例えばこれまでの経験・知見に基づき構成設備、取扱工程等ごとに想定事故形態と必要と考える対策とを簡条的に整理するような簡易な方法も考えられる。

第3節 基準の特例

第1 【第35条の3】（基準の特例）

第35条の3 この章（第31条、第32条の7及び第33条を除く。以下この条において同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度にとどめることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることにより、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときは、適用しない。

【解釈及び運用】

指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの基準の特例を規定したものである。

本条の規定により、予想しない貯蔵及び取扱状況、特殊な設備の開発等に対応できることとなる。特例基準の適用については、所轄消防署長の決定により行うことが可能であるが、特例基準の適用の前提として具体的な環境条件、代替措置等が存することが必要であり、統一的、客観的な運用に留意すること。